

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300020714**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券
にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、
後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。
お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。
必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解の上、本商品をご検討ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、
そのうえで必要に応じてご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険／通貨選択型定額個人年金保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

R3274-06

A25040286-B2 2025.04 NRFG MSPL-2504-A-0007-00

MARE III

年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険
通貨選択型定額個人年金保険 【マーレⅢ】



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

コース	商品パンフレット	契約概要	注意喚起情報	Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内
年金原資充実コース	P1～	P21～	P31～	裏表紙
積立コース 定期支払コース		P43～	P55～	



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD

三井住友海上プライマリー生命

「マーレⅢ」は、3つのコースからえられる、通貨選択型の 定額個人年金保険です。

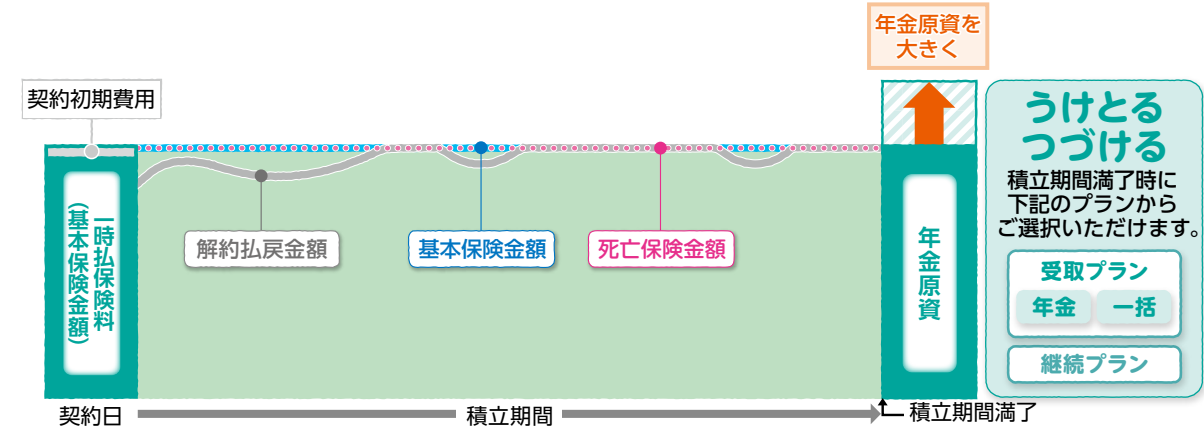
この保険は、選択いただくコースによってお取扱いが異なります。
該当するコースについては、以下のアイコンで表示しておりますので、ご注意ください。

年金原資充実 積立 定期支払

ふやして
受取りたい

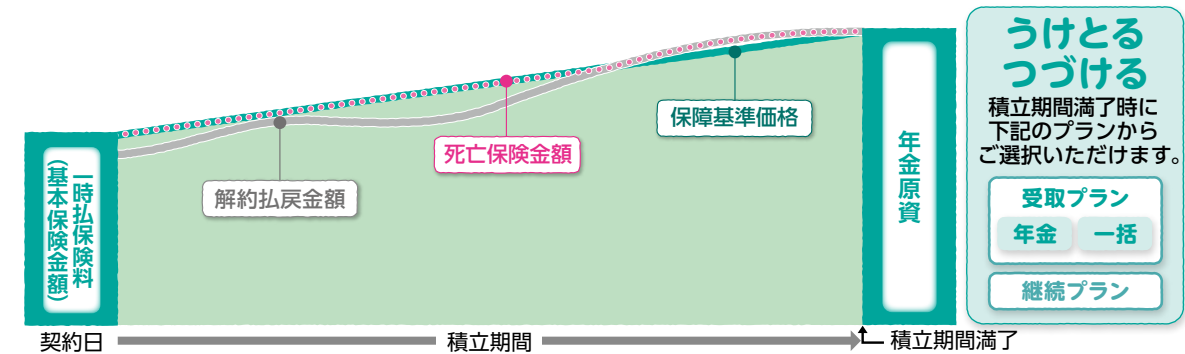
年金原資充実コース

積立期間中の死亡保険金や解約払戻金を低く抑えることで、年金原資を大きくします。



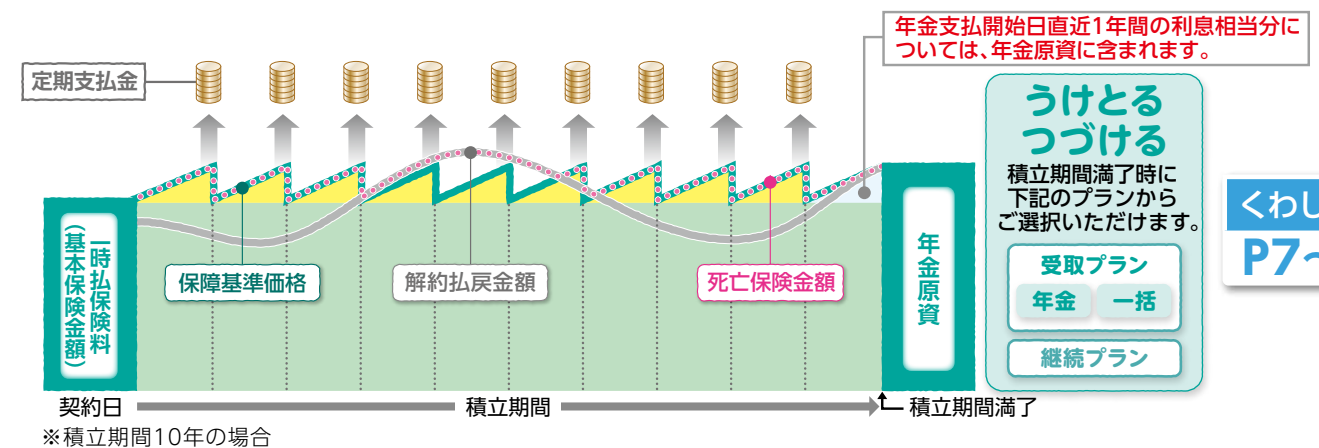
積立コース

積立期間中、複利で運用し、積立期間満了後年金をお受取りいただけます。



定期支払コース

契約日後の毎年の契約応当日に、ふえた分を定期支払金としてお受取りいただけます。



※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。
※上記の契約通貨は、市場環境等により契約日時点で取扱いを行っていない場合があります。

ご契約後から
定期的に
受取りたい

ご注意ください

◆この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは 右記ページをご覧ください 年金原資充実 P31~P33 積立 P55~P57 定期支払

◆この保険では、3つのコース（「年金原資充実コース」、「積立コース」、「定期支払コース」）のうち、いずれか1つをご選択いただきます。
なお、ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。

当冊子での表記について

・年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険の契約を「年金原資充実コース」、主契約（通貨選択型定額個人年金保険）または主契約に円建年金移行特約を付加した契約を「積立コース」、主契約に定期支払特約を付加した契約を「定期支払コース」と表記しています。
・契約日から年金支払開始日までの期間を「積立期間」と表記しています。

年金原資充実コースの特徴としくみ

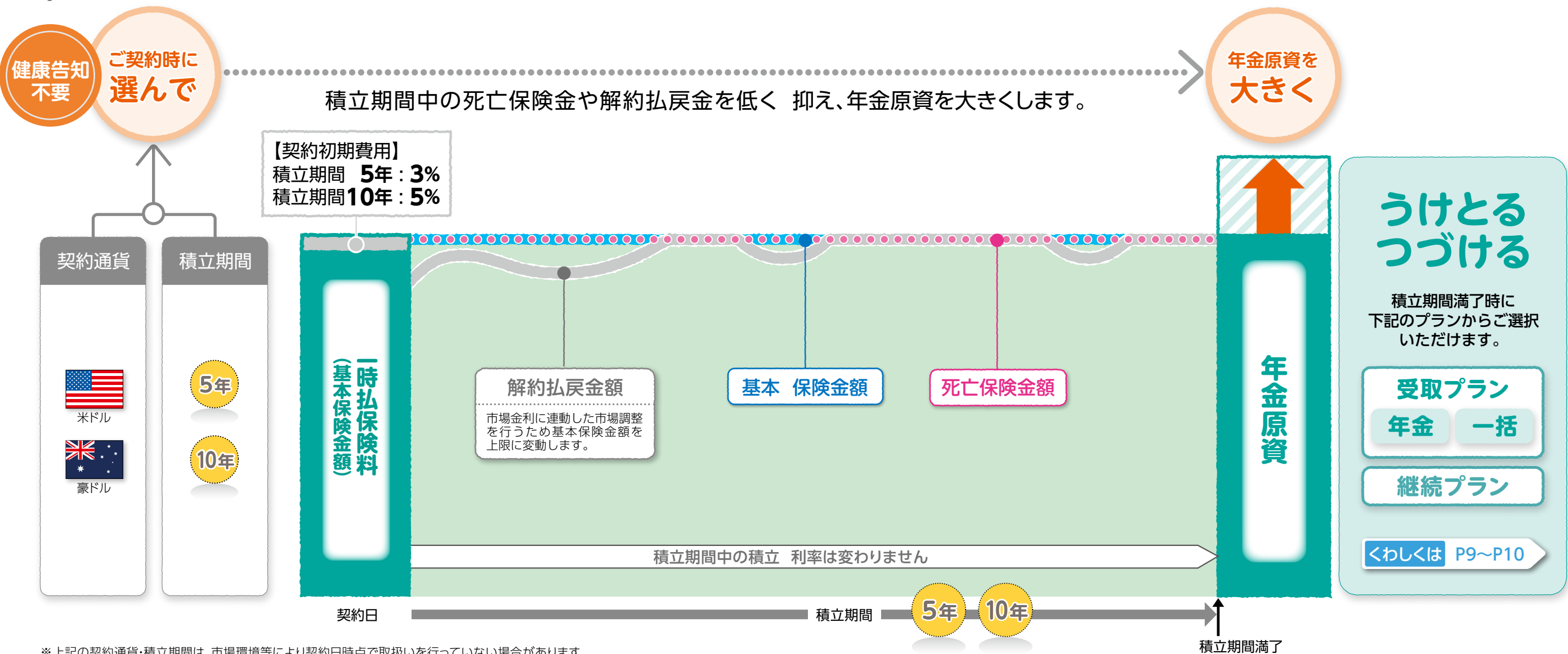
契約通貨は米ドル・豪ドルから、
積立期間は5年・10年から選択いただけます。



積立期間中の死亡保険金や解約払戻金を低く抑え、
積立期間満了後、年金原資を大きくします。

- 積立期間10年を選択いただいた場合、積立期間5年より、さらに年金原資を大きくすることができます。
- 積立利率は契約日に確定し、契約通貨建ての年金原資も確定します。

【イメージ図】



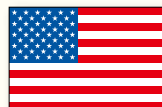
※上記の契約通貨・積立期間は、市場環境等により契約日時点で取扱いを行っていない場合があります。
※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

！ ご注意ください

■ 積立期間中に被保険者が死亡した場合の死亡保険金は一時払保険料(基本保険金額)と同額、解約払戻金は市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、基本保険金額が上限となります。

積立コースの特徴としくみ

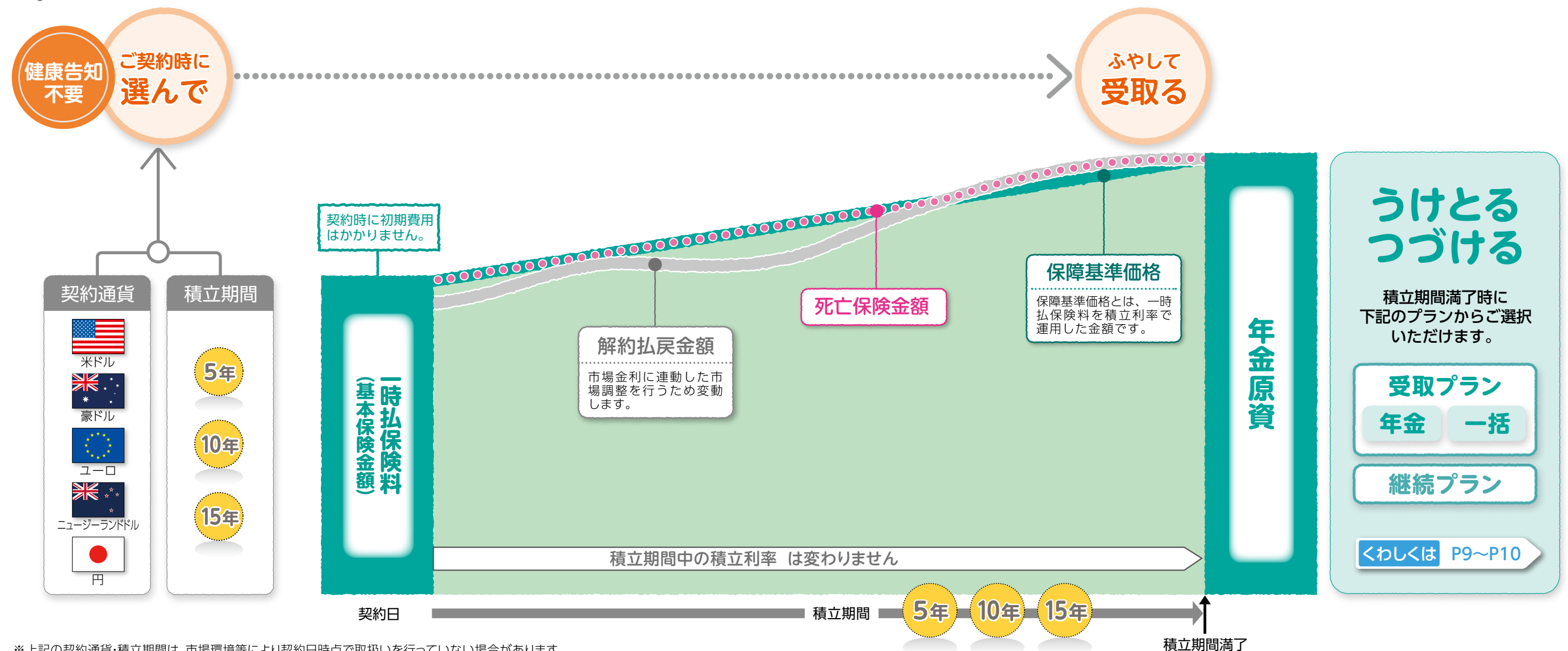
契約通貨は5種類、積立期間は5年・10年・15年から
選択いただけます。

契約通貨					
	米ドル	豪ドル	ユーロ	ニュージーランドドル	円
積立期間				※選択する契約通貨によって、お取扱いできる積立期間は異なります。	

固定金利・複利効果でふやせます。

- 積立期間中の利率は固定されますので、契約時に契約通貨での年金原資が確定します。
- 積立期間中は、複利運用されますので、税の繰延べ効果で複利効果が高まります。

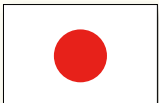
【イメージ図】



※上記の契約通貨・積立期間は、市場環境等により契約日時点で取扱いを行っていない場合があります。
※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

定期支払コースの特徴としくみ

契約通貨は5種類、積立期間は5年・10年・15年から選択いただけます。

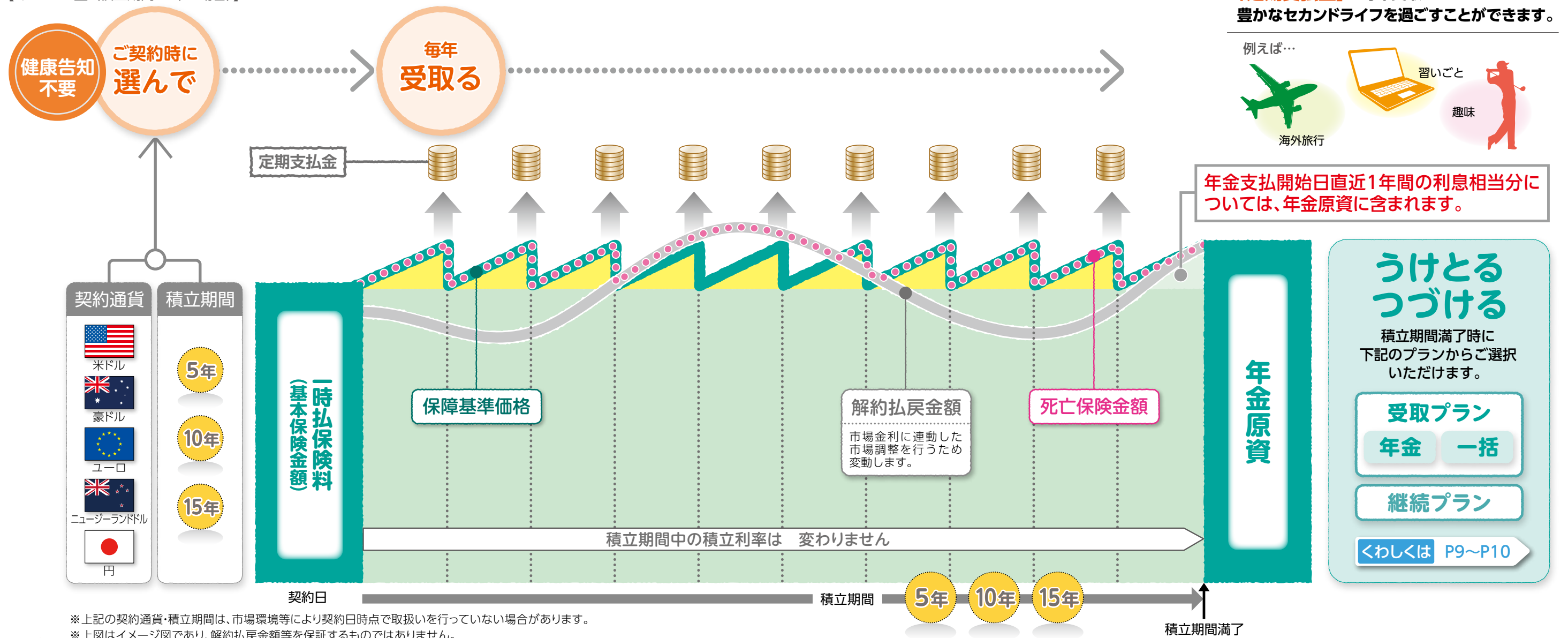
契約通貨					
	米ドル	豪ドル	ユーロ	ニュージーランドドル	円
積立期間	5年	10年	15年	※選択する契約通貨によって、お取扱いできる積立期間は異なります。	

定期的に運用収益が得られます。

- 契約日後の毎年の契約応当日に、定期支払金をお支払いします。
- 定期支払金は、直近1年間の積立利率による利息相当分となり、解約控除はかかりません。

※契約通貨が外貨の場合、円支払特約を付加することで定期支払金を円でお受取りいただくこともできます。
ただし、為替相場の影響を受けますので、定期支払額は変動する場合があります。

【イメージ図（積立期間10年の場合）】



※上記の契約通貨・積立期間は、市場環境等により契約日時時点で取扱いを行っていない場合があります。
※上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

ご注意ください

- 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。

- 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。
- 定期支払コースにおける定期支払特約の保険期間は、契約日から年金支払開始日の前日までとなります。

積立期間満了を迎えるにあたってご選択いただけるプランについて

受取プラン

積立期間満了時に年金でお受取り、もしくは年金原資を一括でお受取りいただけます。

確定年金

年金支払期間(5年・10年・15年・20年)

年金支払開始年齢：5歳～90歳(被保険者年齢)

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。
年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受取りいただくことができます。

* 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金

年金支払開始年齢：50歳～90歳(被保険者年齢)

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受取りいただくことができます。
また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

【お取扱いについての留意事項】

- ご契約時に、確定年金、年金総額保証付終身年金から選択できます。
- 確定年金の年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- 年金額が10万円(米ドルの場合、1,000米ドル/豪ドルの場合、1,000豪ドル/ユーロの場合、1,000ユーロ/ニュージーランドドルの場合、1,000ニュージーランドドル)に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。
- 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただけます。(契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。)

⚠️ ご注意ください

- 将来受取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回る場合があります。

継続プラン

年金支払開始日の前日に年金支払開始日を繰下げて、運用を継続することができます。
なお、変更後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

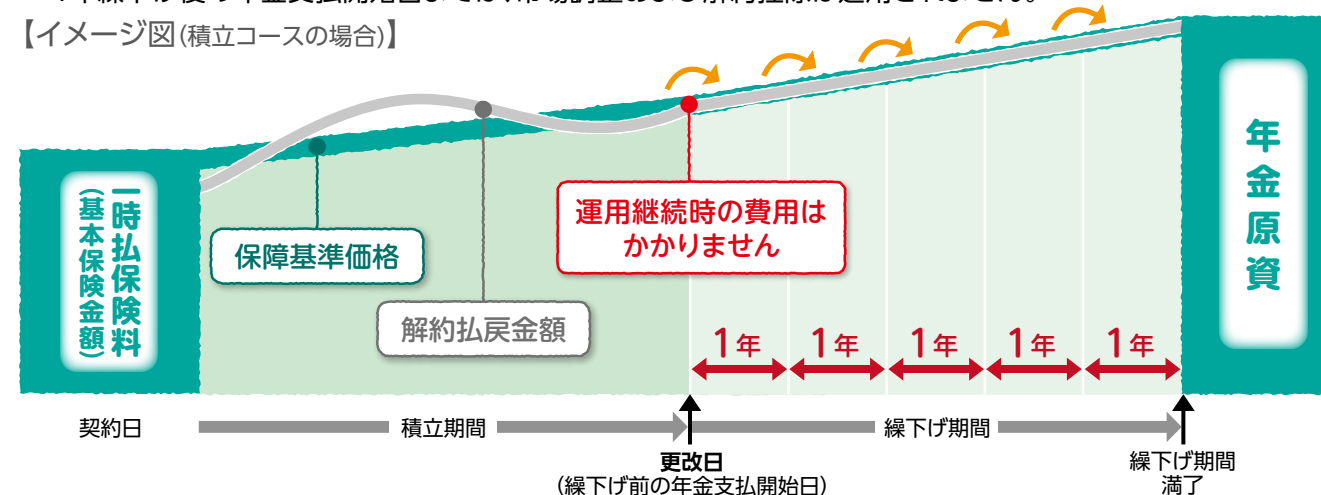
- 契約通貨や繰下げ年数を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。
- 更改日*以後の利率は更改日に三井住友海上プライマリー生命が定めるものを適用します。
* 繰下げ前の年金支払開始日を更改日といいます。

運用継続 繰下げ年数1年

全コース可能

- 1年繰下げ後の年金支払開始日までは、市場調整および解約控除は適用されません。

【イメージ図(積立コースの場合)】



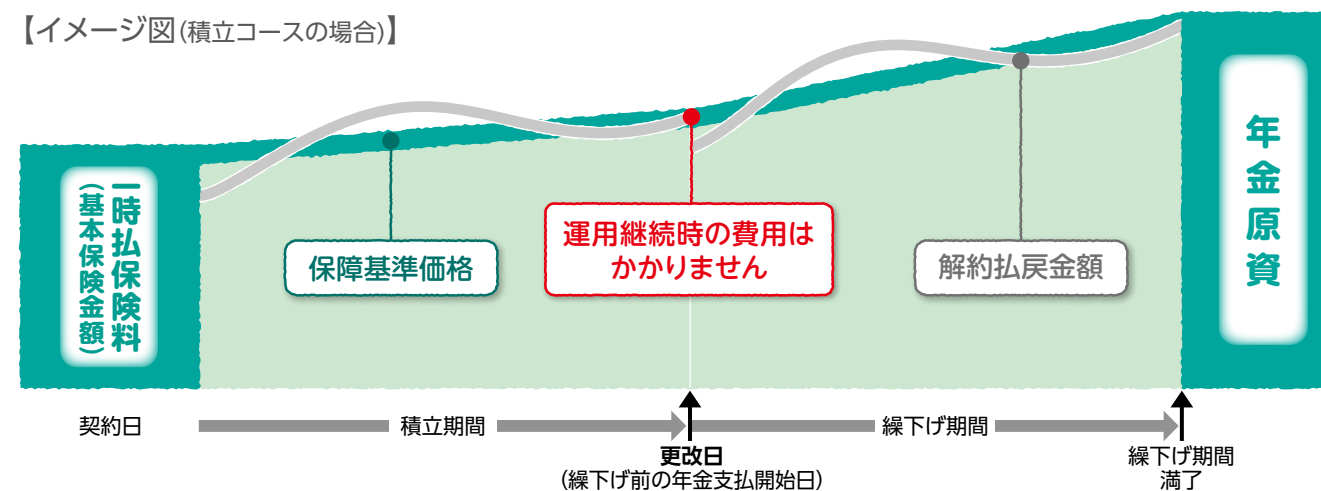
運用継続 繰下げ年数5・10・15年

積立

定期支払

- 更改日から繰下げ期間満了までに解約や円建年金へ移行する際には、解約控除および市場調整が適用されます。

【イメージ図(積立コースの場合)】



※上図は、継続プランをご理解いただくためのイメージ図です。

⚠️ ご注意ください

- 選択するコースや契約通貨によって、お取扱いできる繰下げ期間は異なります。
- 次の場合、年金支払開始日の繰下げを取扱いません。
 - ・ 繰下げ後の年金支払開始時の被保険者年齢が90歳を超えるとき
 - ・ 更改日において、指定する繰下げ年数および通貨を取扱っていないとき
 - ・ 更改日において、基本保険金額が取扱範囲外であるとき
- 定期支払コースにおける定期支払特約が更改日に消滅する場合については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

各種お取扱いについて

死亡保障

年金原資充実

- 積立期間中に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金としてお受取りいただきます。

積立

定期支払

- 積立期間中に被保険者が死亡された場合、その時点まで積立利率で運用した金額（保障基準価格）を死亡保険金としてお受取りいただきます。なお、死亡された日の保障基準価格が解約払戻金額を下回る場合には、解約払戻金額をお受取りいただきます。

積立

- 円建年金への移行後、年金支払開始日前までに被保険者が死亡された場合、死亡保険金として保障基準価格をお受取りいただきます。

※円建年金への移行については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

指定代理請求人

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更（年金種類の変更等）のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- ・年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■ 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
（子、孫、父母、祖父母など）

年金受取人の3親等以内の親族
（兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など）

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引き継ぐ方です。あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- ・年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。

- ①被保険者
 - ②被保険者の配偶者
 - ③年金受取人の法定相続人
- そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

■ 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

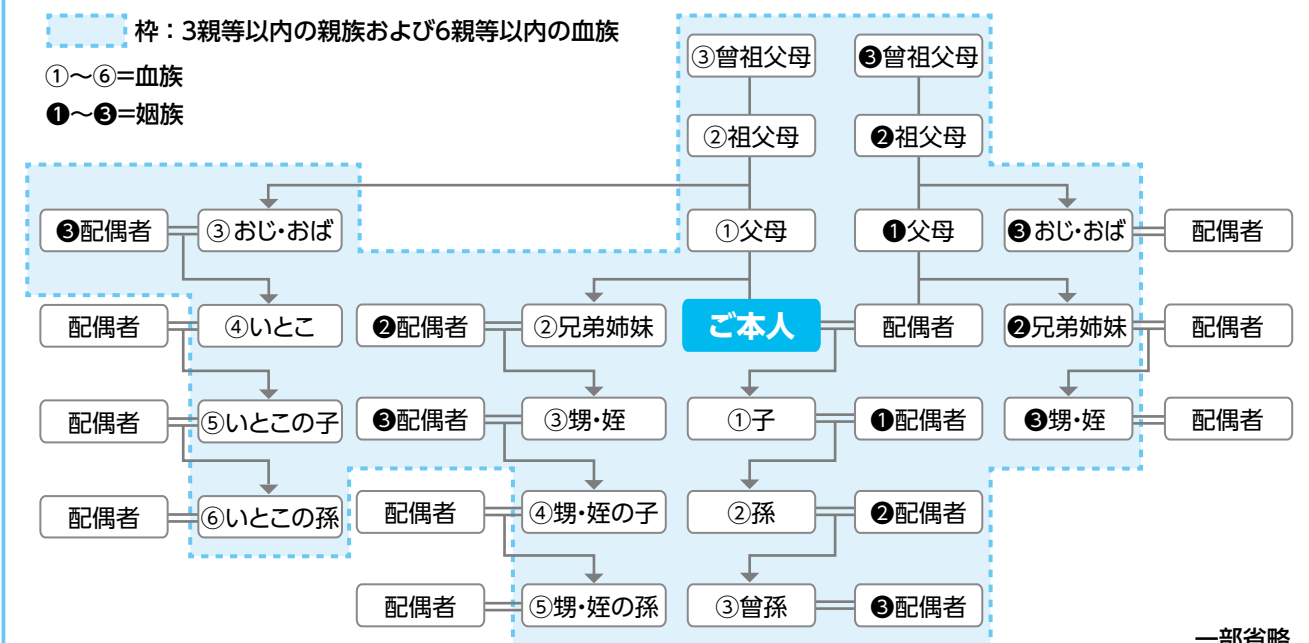
被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族
または6親等以内の血族
（子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど）

※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ご参考 「3親等以内の親族および6親等以内の血族の範囲」



一部省略

ご契約のお取扱いについて 1

コース		年金原資充実コース		積立コース		定期支払コース	
一時払保険料							
最低		2万通貨単位(1通貨単位)		外貨：2万通貨単位(1通貨単位) 円：200万円(1万円単位)			
最高		契約日時点の円換算額20億円		外貨：契約日時点の円換算額20億円 円：20億円			
		※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 くわしくは、P25またはP50をご覧ください。					
円入金特約を付加した場合		200万円以上(1万円単位) 20億円以下					
選択いただける契約通貨と積立期間の組合せ							
		米ドル		豪ドル			
		5年		○		○	
		10年		○		○	

積立コース	
円建年金移行特約(契約通貨が外貨の場合) 契約日から1年経過以後、解約払戻金の円換算額を原資として円建ての年金に移行することができます。	
契約者のお申し出による移行	契約日から1年経過以後、年金支払開始日前日までにご契約者のお申し出により電話または請求書類で円建ての年金へ移行することができます。
定期支払コース	
定期支払特約 契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金をお受取りいただけます。	
支払時期	定期支払日(毎年の契約応当日)
定期支払額	直近1年間の積立利率による利息相当分
定期支払金の通貨	契約通貨にてお受取りいただけます。(契約通貨が外貨の場合、円支払特約の付加により、円でのお受取りが可能です。)
その他付加できる主な特約	
遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。
円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
円支払特約	死亡保険金、解約払戻金、定期支払金などを円で受取ることができます。
指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。
年金支払開始日の繰下げ	年金支払開始日の前日に年金支払開始日を繰下げることができます。
繰下げ期間	1年、5年、10年、15年(コース、契約通貨により異なります。)
繰下げ可能年齢	繰下げ後の年金支払開始日における被保険者の年齢が90歳まで継続できます。
通貨の転換	繰下げ時に契約通貨を他の通貨に転換できます。
増額	お取扱いいたしません。
一部解約	お取扱いいたしません。

ご契約のお取扱いについて ②

解約・費用・税金について

この保険に係る解約、費用、税金の詳細は、コースによって下記のページをご覧ください。

	年金原資充実コース	積立コース 定期支払コース
解約について	P26～P27	P51～P52
費用について	P31～P32	P55～P57
税金について	P39～P40	P64～P65

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率 年金支払開始日の年金原資等を計算するために、コース、契約日、契約通貨、積立期間に応じて定める利率です。

指標金利 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。

為替レート 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降、ニュージーランドドル(NZD):午前11時00分以降、ユーロ(EUR):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

アフターサービスについて ①

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

 **ホームページ** プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



【プライマリー生命マイページご利用方法】

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。
お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

 **お電話** ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

さらに…



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、「ご契約のしおり・約款」、「ご契約状況のお知らせ」のWebでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」については、裏表紙をご確認ください。

アフターサービスについて ②

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



私だけで契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまうと、どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって住所変更や口座変更等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

※記載内容および掲載書類は2025年4月現在のものであり、将来変更になる可能性があります。

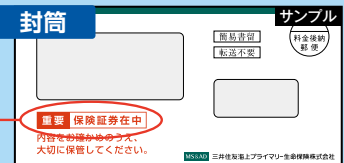
ご契約後にお届けする書類 ①

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

証券

をお届けします。

重要 保険証券在中



保険証券は契約成立日の翌々営業日に郵送します。

■三井住友海上プライマリー生命から契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。

※お申込み内容を確認させていただく必要がある場合など、書類の到着までお時間を要する場合があります。

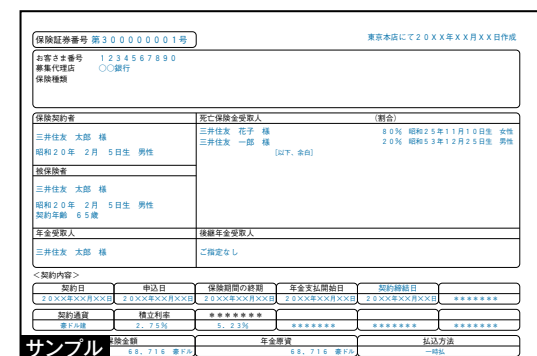
保険証券

【表】



サンプル

【裏】



サンプル

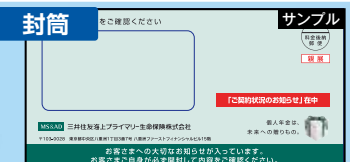
※「契約締結時交付書面」、「挨拶状・生命保険料控除証明書」、「ご家族登録サービスのご案内」、「各種手続きのご案内」等、その他書類も同封されます。

毎年

お届けします。

※郵送でご案内する以外に、インターネットでの照会も可能です。

くわしくは P16

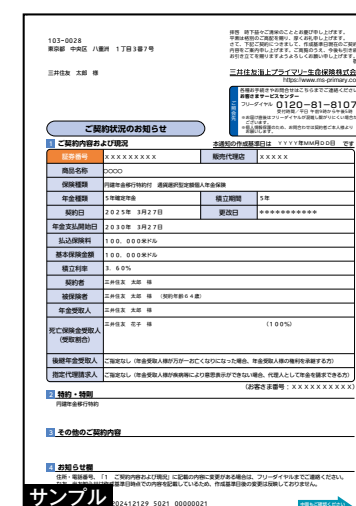


「ご契約状況のお知らせ」をお届けします。

■毎年1回、三井住友海上プライマリー生命から契約者宛に郵送します。

ご契約日の属する月	作成基準日、発送日
1～3月のお客さま	9月末時点のご契約内容を、10月下旬に郵送します
4～6月のお客さま	12月末時点のご契約内容を、1月下旬に郵送します
7～9月のお客さま	3月末時点のご契約内容を、4月下旬に郵送します
10～12月のお客さま	6月末時点のご契約内容を、7月下旬に郵送します

ご契約状況のお知らせ



- お手続きにあたっては、三井住友海上プライマリー生命まで返送ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

年金原資充実コース

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル）と積立期間をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用しながら、年金支払開始日前の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、年金支払開始日の年金原資を大きくするしくみの一時払の生命保険商品です。

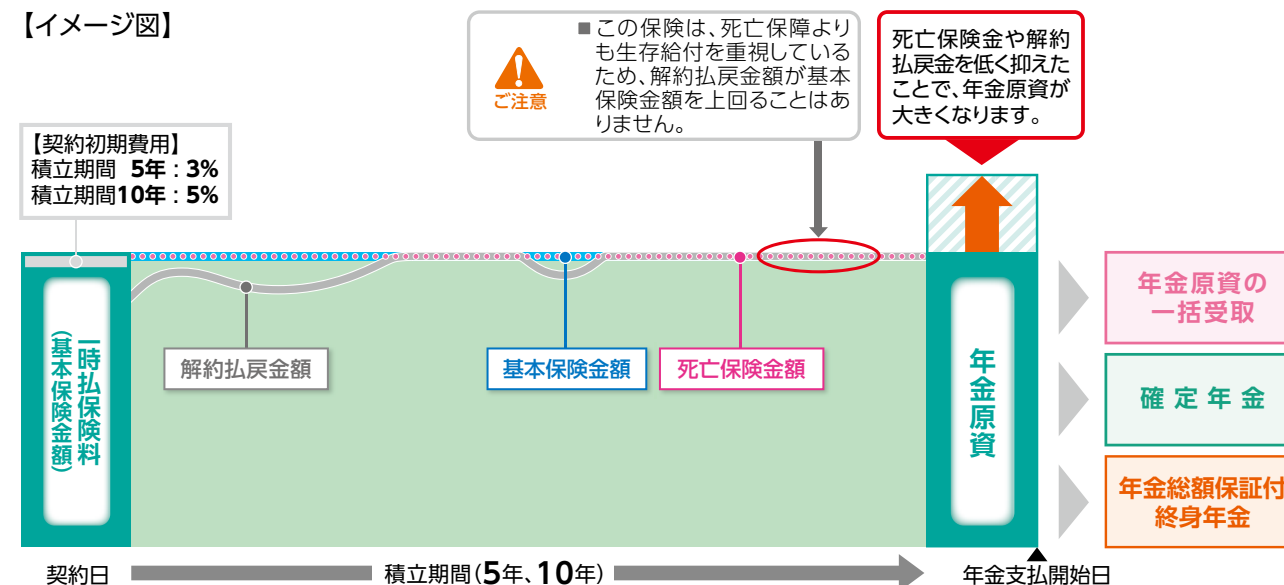
ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。

正式名称は、年金開始時年金額確定特約付通貨選択生存保障重視型個人年金保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。また、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて異なり、積立期間を通じて適用し、変更されることはありません。
- 積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。
- 将来の年金および死亡保険金等を支払うために積み立てる積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に積立利率を適用して経過した年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法で計算し、積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、年金支払開始日における年金原資の、一時払保険料に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

3 年金について

1. 年金受取

年金原資を基に年金支払開始日以後年金でお受取りいただけます。

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただくことができます。
＜＊＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただくことができます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

※ 確定年金の年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただきます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



ご注意

- ・ 将来受取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を1年繰下げることにより、運用を継続することができます。この際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



ご注意

年金支払開始日の繰下げで適用される利率は、更改日、契約通貨により異なります。

4 保障の内容について

死亡保険金

年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、基本保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。



ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができませんことがあります。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。

● 円入金特約

保険料を円でお払込みいただけます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル	
一時払保険料	最低	2万通貨単位 (1 通貨単位)	
	最高	契約日時点の円換算額 20 億円	
	円入金特約を付加した場合	200万円以上 (1 万円単位) 20 億円以下	
積立期間		5 年	10 年
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0 歳～85 歳	0 歳～80 歳
年金支払期間		確定年金：5 年、10 年、15 年、20 年 年金総額保証付終身年金：終身	
年金支払開始年齢		確定年金：5 歳～90 歳 ※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が 105 歳以下であることが必要です。 年金総額保証付終身年金：50 歳～90 歳	
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額		お取扱いいたしません	
一部解約		お取扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は 20 億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の 2 つからなります。

8 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = 市場調整価格

市場調整価格 = 解約日の積立金額<*1> - 市場調整額

$$\text{市場調整額} = \text{解約日の積立金額}<*1> \times \left\{ 1 - \left[\frac{1 + i<*2>}{1 + j<*3>} \right]^{\text{調整月数}<*4> / 12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

- <*1> 積立金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。
- <*2> iは、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
- <*3> jは、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。
- <*4> 調整月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。(端数日は切り上げます。)



- ・ 解約払戻金額は、上記の調整等により一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

＜契約例＞被保険者契約年齢：60歳 性別：女性 契約通貨：米ドル
一時払保険料（基本保険金額）：50,000米ドル 積立利率：4.50％
契約日の指標金利：4.93％ 積立期間：10年

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額（単位：米ドル）				
	7.93% (+3%)	5.93% (+1%)	4.93% (±0%)	3.93% (-1%)	1.93% (-3%)
1年	38,512	45,573	49,634	50,000	50,000
2年	41,400	48,082	50,000	50,000	50,000
3年	44,519	50,000	50,000	50,000	50,000
4年	47,889	50,000	50,000	50,000	50,000
5年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
6年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
7年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
8年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
9年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
10年	74,727	74,727	74,727	74,727	74,727

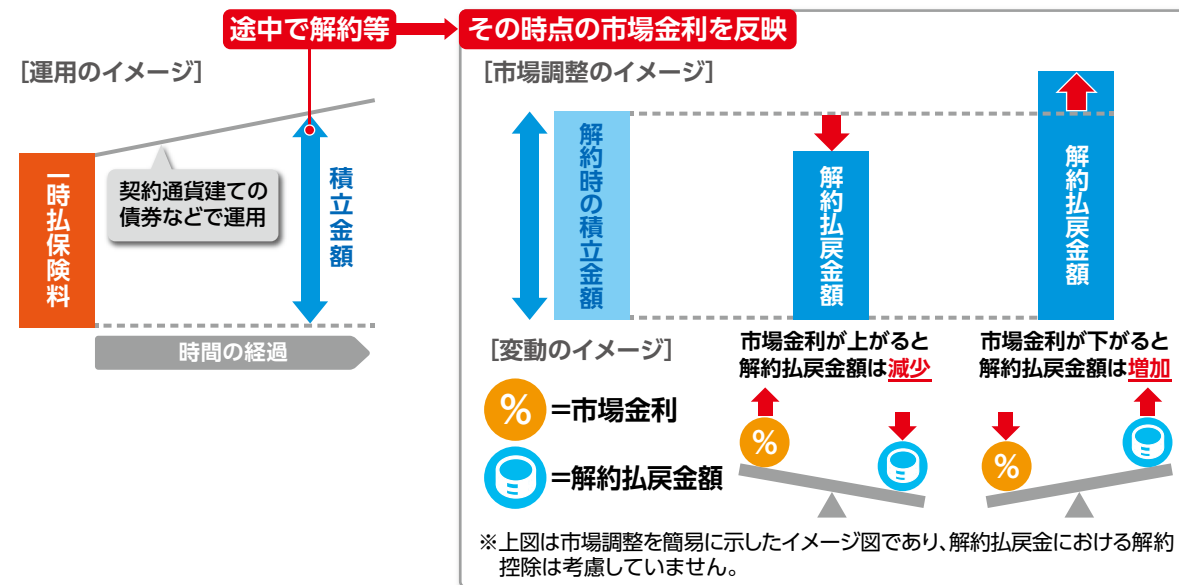
※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ 経過年数10年は年金原資を表示しています。

※ () 内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

9 市場調整について

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

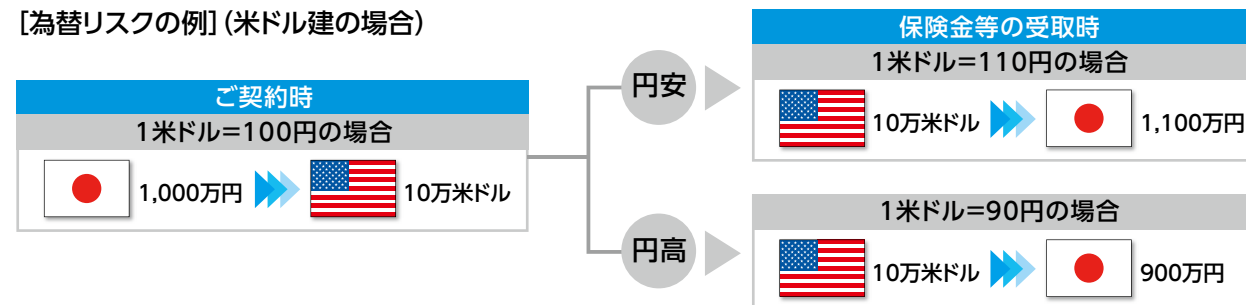


この保険の市場リスクについては、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。なお、市場リスクと為替リスクについては複合的に発生する場合があります。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。なお、市場リスクと為替リスクについては複合的に発生する場合があります。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.31の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

項目	目的	積立期間	費用
契約初期費用	ご契約の締結等に必要な費用	5年	一時払保険料の3%
		10年	一時払保険料の5%

● 積立期間中にご負担いただく費用

- ・ 積立期間中に適用される積立利率は、契約通貨、積立期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

したがって、積立期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約通貨および積立期間によって異なります。

- ・ 積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

解約時にご負担いただく費用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4

この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由（任意）	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

円入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）

＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、一時払保険料から契約初期費用を控除した額に基づき、積立利率や経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した積立金額に対し、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.26の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

為替リスクについて

為替リスクについては、P.33の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

その他のご注意いただきたい事項について

保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院
(4) 余命宣告を受けた場合
(5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

一時払保険料の入金について

この保険では、「外貨入金特約」を付加して一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、三井住友信託銀行ではお取扱いをしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

※ 積立期間5年で年金原資の一括受取をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、一括受取・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。
＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税
年金総額保証付終身年金		

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊2＞ 「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

積立期間5年	積立期間10年
20%源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数に関わらず贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付 終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊3＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2024年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

積立コース

定期支払コース

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・ユーロ・ニュージーランドドル・円）とコース＜＊＞をご選択いただき、契約日の積立利率により契約通貨建てで運用した年金原資に基づいて、年金支払開始日以後、年金をお支払いするしくみの一時払の生命保険商品です。
＜＊＞ 当冊子では、主契約（通貨選択型定額個人年金保険）または主契約に円建年金移行特約を付加した契約を「積立コース」、主契約に定期支払特約を付加した契約を「定期支払コース」と表記しています。

ご契約時にご選択いただいたコースは、以後別のコースに変更することはできません。また、選択するコースにより積立利率が異なりますので、ご注意ください。

正式名称は、通貨選択型定額個人年金保険です。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

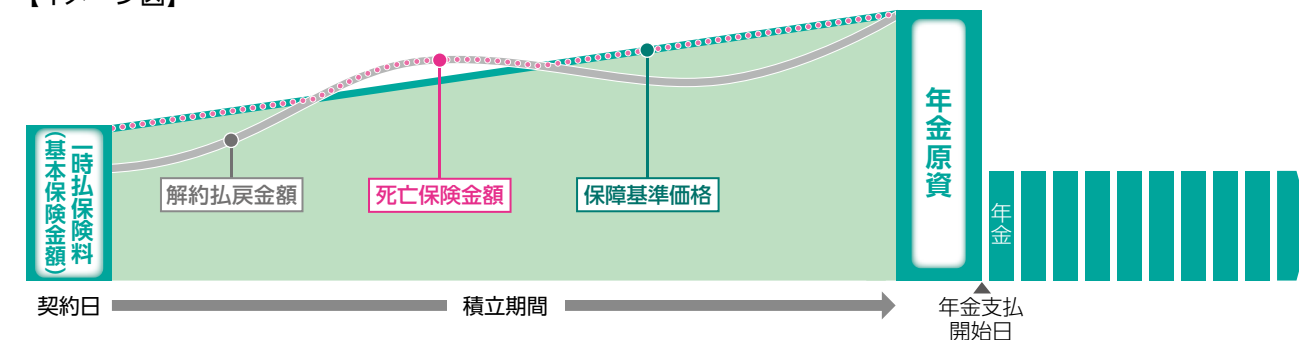
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.57の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

2 2つのコースの概要について

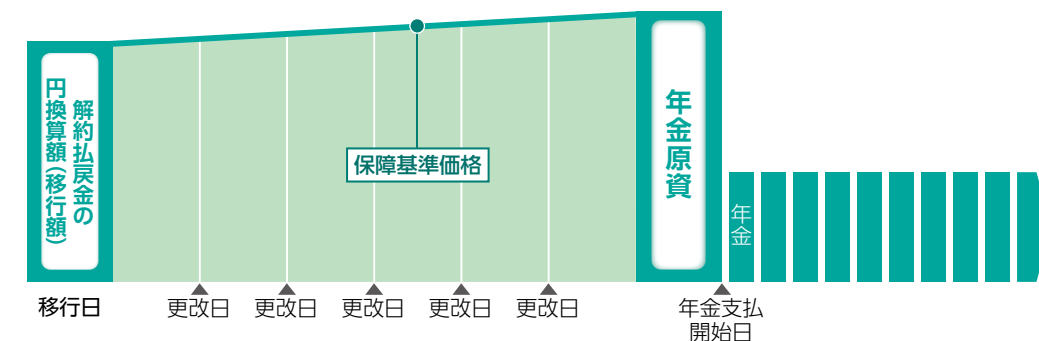
1. 積立コース

- ・ 契約日の積立利率を積立期間中に適用し、複利で運用します。そのため、契約通貨建ての年金原資が契約時に確定します。
- ・ 契約通貨が外貨の場合、契約日から1年経過以後、年金支払開始日前日までであれば、解約払戻金の円換算額を原資とした円建年金に任意で移行することができます。

【イメージ図】



【円建年金への移行後のイメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。

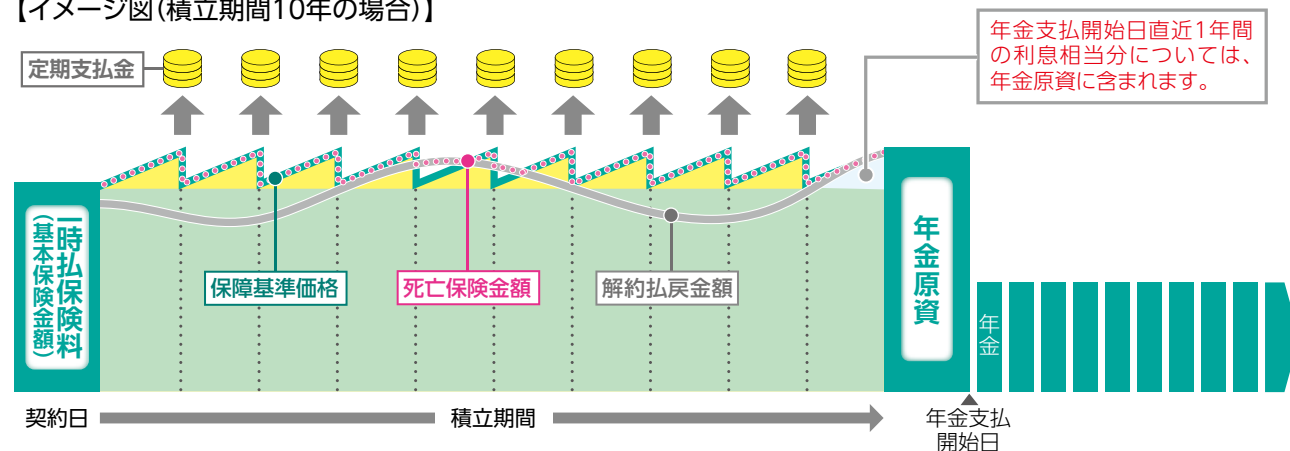


- ・ 円建年金への移行後に、再度、外貨建年金保険に移行することはできません。
- ・ 契約日から10年未満に円建年金へ移行する場合には、解約控除がかかります。

2. 定期支払コース

定期支払特約を付加することで、契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、定期支払金(直近1年間の積立利率による利息相当分)を解約控除なしでお支払いします。

【イメージ図(積立期間10年の場合)】



※ 上図はイメージ図であり、解約払戻金額等を保証するものではありません。



ご注意

- 定期支払特約の保険期間は、契約日から年金支払開始日の前日までとなります。また、年金支払開始日が繰下げられたときは、この特約の満了日も繰下げられます。ただし、次の場合この特約は繰下げ前の年金支払開始日に消滅します。
 - 繰下げ後の主契約の積立利率が1%以下の三井住友海上プライマリー生命の定める下限を下回るとき
 - 三井住友海上プライマリー生命がこの特約の締結を取扱っていないとき
- 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。
- 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。

3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。また、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて異なり、積立期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、契約通貨および積立期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。
※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。また、定期支払特約を付加した場合は定期支払金のお支払いのための保険関係費率が含まれます。
- 将来の年金、保険金および解約払戻金等を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に、積立利率を適用して経過した期間により計算します。

- 積立利率と一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)は、付加する特約に応じて次のとおりとなります。

＜積立コースの場合＞

積立利率は、年金支払開始日における年金原資の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)と同じになります。なお、解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。

＜定期支払コースの場合＞

積立利率は、年金支払開始日における年金原資と積立期間中の定期支払金の受取累計額の合計の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

4 年金について

1. 年金受取

ご契約時の積立利率により契約通貨建てで運用した年金原資を基に年金支払開始日以後年金でお受取りいただけます。

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただくことができます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊＞としてお受取りいただくことができます。
＜＊＞ 死亡一時金のお受取りにかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受取りいただくこともできます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただくことができます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受取りいただくことができます。

- ※ 確定年金の年金支払期間の設定にあたっては、最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
- ※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル／豪ドルの場合、1,000豪ドル／ユーロの場合、1,000ユーロ／ニュージーランドドルの場合、1,000ニュージーランドドル）に満たない場合は、年金によるお受取りにかえて一括でのお受取りとなります。
- ※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受取りいただけます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



ご注意

- ・ 将来受取る年金額は、年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を繰下げることにより、運用を継続することができます。この際、契約通貨や繰下げ年数を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



ご注意

- ・ 適用される積立利率は、更改日、契約通貨および繰下げ年数により異なります。
- ・ 年金支払開始日の繰下げをした期間内に解約や円建年金へ移行する場合には、解約控除および市場調整が適用されます。（繰下げ年数1年の場合は除きます。）

5 保障の内容について

死亡保険金	積立期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格 ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額
-------	---



ご注意

免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお支払いいただけます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル／ユーロ／ニュージーランドドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

● 円建年金移行特約

契約日より1年経過以後、年金支払開始日前日までであれば、解約払戻金の円換算額を原資とした円建年金に移行できます。

● 定期支払特約

契約日後の毎年の契約応当日に被保険者が生存している場合、直近1年間に適用した積立利率による利息相当分を定期支払金としてお支払いします。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

8 ご契約のお取扱いについて

契約通貨			米ドル／豪ドル／ユーロ ／ニュージーランドドル	円
一時払保険料	最低		2万通貨単位 (1 通貨単位)	200万円 (1 万円単位)
	最高		契約日時点の円換算額 20 億円	20 億円
	円入金特約 を付加した 場合		200万円以上 (1 万円単位) 20 億円以下	—
契約年齢 (契約日における 被保険者の 満年齢)	積 立 期 間	5 年	0 歳～85 歳	—
		10 年	0 歳～80 歳	
		15 年	0 歳～75 歳	
積立期間			5 年、10 年、15 年	10 年、15 年
年金支払期間			確定年金：5 年、10 年、15 年、20 年 年金総額保証付終身年金：終身	
年金支払開始年齢			確定年金：5 歳～90 歳 ※ 確定年金における最終年金支払日は、被保険者の年齢が 105 歳以下であることが必要です。 年金総額保証付終身年金：50 歳～90 歳	
保険料の払込方法			一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の □座への送金となります。	
増額			お取扱いいたしません	
一部解約			お取扱いいたしません	

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、積立期間と年金支払期間の2つからなります。

※ 契約通貨によっては、市場金利の影響等により、一部の取扱いを停止している場合があります。ご契約にあたっては、必ず最新の取扱状況をご確認ください。

9 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合（解約控除額）を差し引いた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

解約払戻金額 = ①市場調整価格 - ②解約控除額

①市場調整価格 = A 解約日の保障基準価格<*1> - B 市場調整額

A 解約日の保障基準価格<*1> = 一時払保険料 × (1+積立利率)^{経過年数}

B 市場調整額 = A 解約日の保障基準価格<*1> × $\left\{ 1 - \left(\frac{1+j<*2>}{1+j<*3>} \right)^{\text{残存月数}<*4>/12} \right\}$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

- <*1> 保障基準価格とは、一時払保険料を積立利率で運用した価格です。
<*2> i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利です。
<*3> j は、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。
<*4> 残存月数は、解約日から年金支払開始日までの期間を、月単位で計算します。（端数日は切り上げます。）

②解約控除額 = 一時払保険料 × 所定の解約控除率<*5>

- <*5> 解約控除率については、「注意喚起情報」P.55の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。
- 年金支払開始日を繰下げた場合は、「契約日」を「繰下げ前の年金支払開始日」と、「一時払保険料」を「繰下げ前の年金支払開始日における保障基準価格」と読み替えて上記の調整および控除を適用します。
 - 円建年金への移行後および繰下げ年数が1年の場合は、市場調整および解約控除を適用せず、保障基準価格を解約払戻金とします。



ご注意

解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

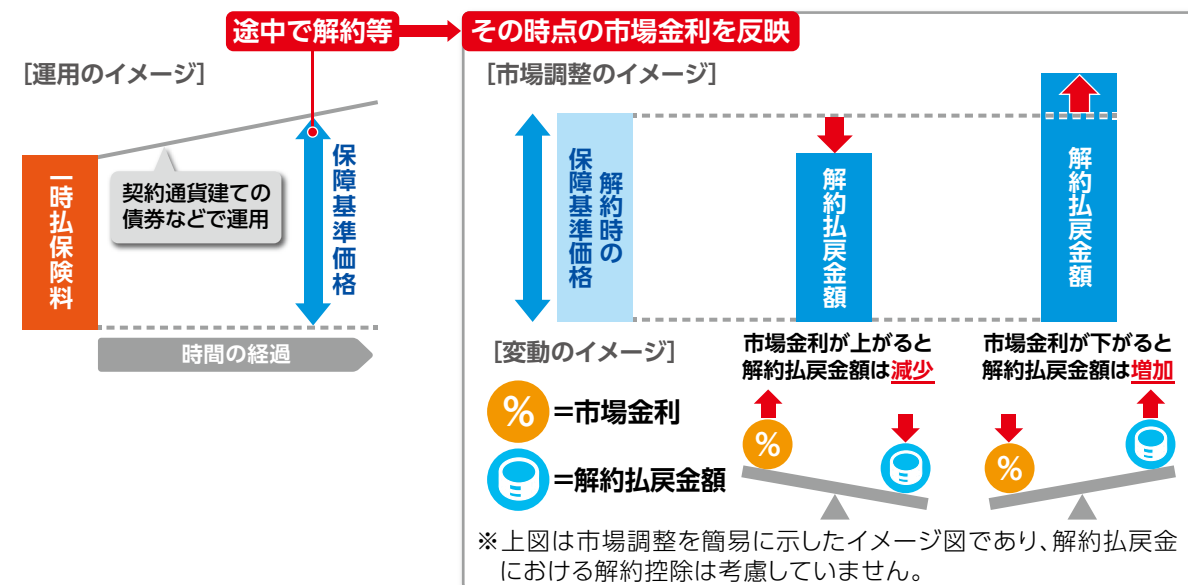
<契約例> 積立コース
一時払保険料（基本保険金額）：20,000米ドル 積立利率：3.9% 契約日の指標金利：4.93%
積立期間：10年 契約通貨：米ドル

経過年数	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額（単位：米ドル）				
	7.93% (+3%)	5.93% (+1%)	4.93% (±0%)	3.93% (-1%)	1.93% (-3%)
1年	15,044	18,000	19,700	21,570	25,899
2年	16,271	19,052	20,630	22,349	26,269
3年	17,575	20,151	21,592	23,147	26,642
4年	18,960	21,298	22,587	23,965	27,018
5年	20,432	22,494	23,616	24,804	27,396
6年	21,998	23,744	24,681	25,663	27,777
7年	23,662	25,049	25,782	26,544	28,159
8年	25,433	26,412	26,922	27,447	28,544
9年	27,317	27,835	28,101	28,373	28,932
10年	29,321	29,321	29,321	29,321	29,321

- ※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。
※ 経過年数10年は年金原資を表示しています。
※ () 内は、契約日の指標金利と解約日の指標金利の差を表示しています。

10 市場調整について

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。

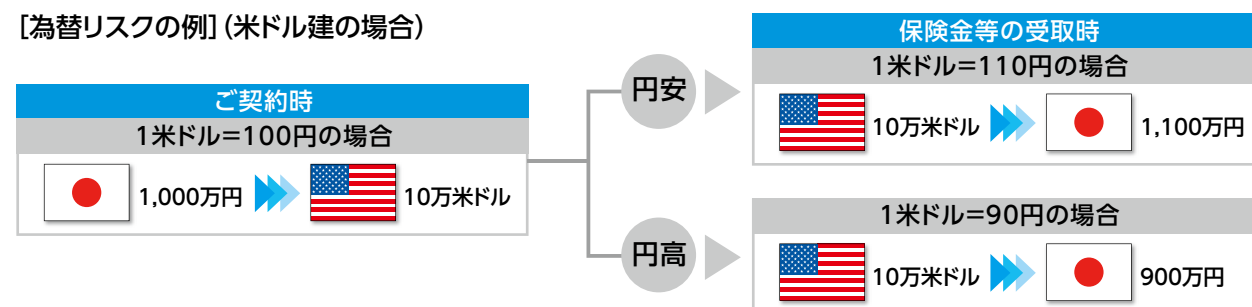


この保険の市場リスクについては、「注意喚起情報」P.57の「2. この保険のリスクについて」をご参照ください。なお、市場リスクと為替リスクについては複合的に発生する場合があります。

11 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.57の「2. この保険のリスクについて」をご参照ください。なお、市場リスクと為替リスクについては複合的に発生する場合があります。

12 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.55の「1. 諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

13 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 積立期間中にご負担いただく費用

積立期間中に適用される積立利率は、契約通貨、積立期間に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。したがって、積立期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約通貨および積立期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。また、定期支払特約を付加した場合は定期支払金のお支払いのための保険関係費率が含まれます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を円で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合または円建年金へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM+50銭
保険金等を円で受取る場合、または円建年金へ移行する場合の円支払特約レート	TTM-50銭

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約・円建年金への移行時にご負担いただく費用

下表のとおり、契約日から解約日（移行日）までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

<契約日からの経過年数ごとの解約控除率：外貨>

積立期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
10年 15年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%
5年	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	—

積立期間	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
10年 15年	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%
5年	—	—	—	—	—

＜契約日からの経過年数ごとの解約控除率：円＞

積立 期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
10年 15年	2.0%	1.8%	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%

積立 期間	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
10年 15年	0.8%	0.6%	0.4%	0.2%	0%

- ※ 年金支払開始日を繰下げた場合は、「契約日」を「繰下げ前の年金支払開始日」と、「一時払保険料」を「繰下げ前の年金支払開始日における保障基準価格」と読み替えて適用します。
- ※ 円建年金への移行後および年金支払開始日の繰下げ年数が1年の場合は、解約控除の適用はありません。

Check 2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約を付加く*として、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

＜*＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等をすることはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（末遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合（解約控除額）を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.51の「9.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL:03-3286-2820）までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合、為替リスクがあります。詳しくは、P.57の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしていません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしていません。

・ 被保険者が入院中の場合

次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。

- (1) 継続入院中の一時帰宅
- (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
- (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
- (4) 余命宣告を受けた場合
- (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定

・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 一時払保険料の入金について

この保険では、「外貨入金特約」を付加して一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、三井住友信託銀行ではお取扱いをしておりません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱いについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	対顧客電信買相場(TTB)
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値(TTM)

※ 積立期間5年以内で年金原資の一括受取をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場(TTS)、一括受取・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場(TTB)となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。
＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得)＋住民税が課税されます。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得)＋住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊2＞
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) ＋住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

＜＊2＞ 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

契約日から5年以内	契約日から5年超
20%源泉分離課税	所得税（一時所得）＋住民税

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数に関わらず贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊3＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊3＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2024年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル
0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

お問い合わせ・
ご相談受付先

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※源泉徴収とは、特定の所得を支払う際に、その支払者(勤務先や生命保険会社等)が所得税を徴収して、国に納付する制度です。

※記載の税務取扱いの内容は2024年12月1日現在の税制にもとづく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

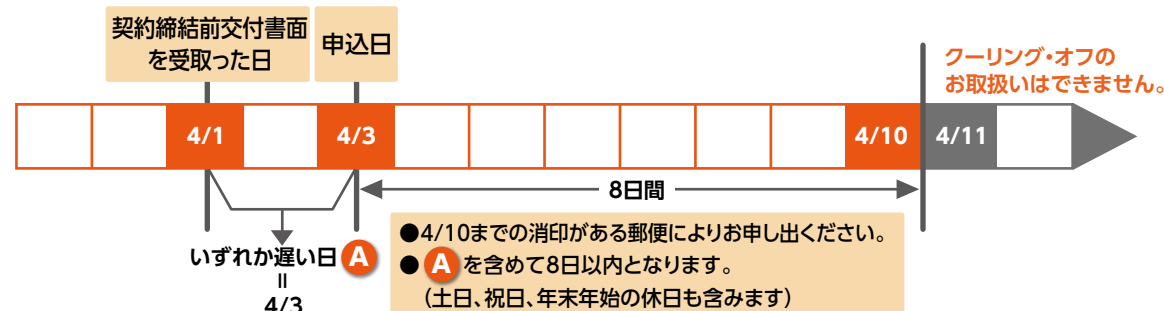


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P34～P35またはP59～P60にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



お客さまにご負担いただく費用があります。

選択されたコースによってかかる費用は異なります。かかる費用についてはご契約前に必ずご確認ください。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P31～P32またはP55～P57にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

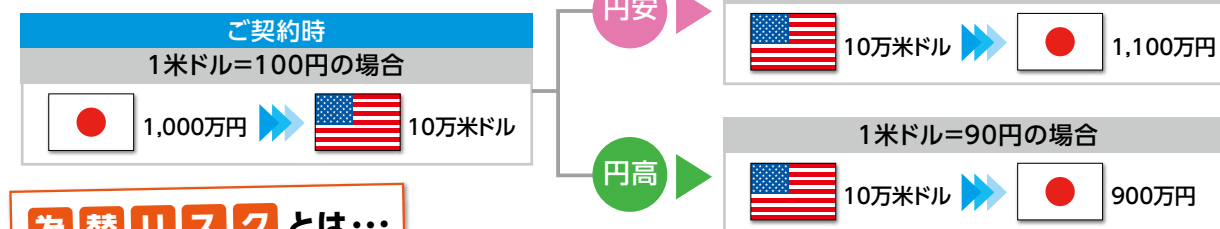
外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。



為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**
為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P33またはP57にてご確認ください。

【為替リスクの例】（米ドル建の場合）



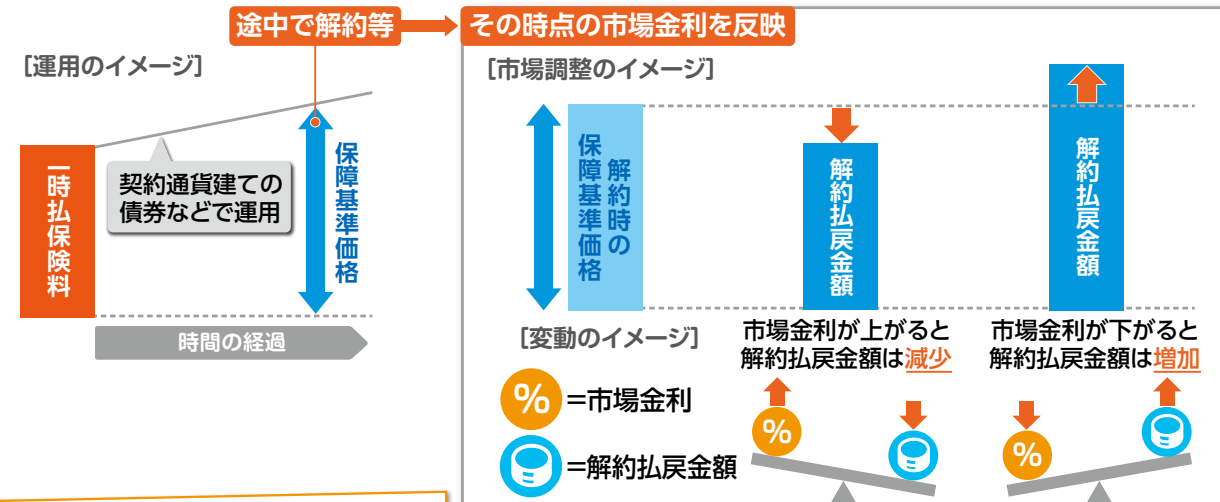
為替リスクとは…



解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P26～P27またはP51～P52にてご確認ください。



金利変動リスクとは…

